

長 建 協 発 第 1 7 5 号
平成 2 7 年 7 月 1 7 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

工事における安全管理の徹底について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成27年6月17日、県発注の道路工事において現場で作業中のバックホウが一般車両と接触し、車両が損傷する事故が発生しました。

これを踏まえ、技術者及び作業員に対する安全教育や現場に対する安全指導を徹底・強化して頂くとともに、一般交通を遮断せずに現道上で作業を行う工事については、下記の事項に留意して頂きますよう、長崎県五島振興局建設部長より別添の通り協力依頼が参っておりますのでお知らせ申し上げます。

記

- ① 適切な作業機械の選定・配置により、一般車両や歩行者が安全に通行できる幅員を確保すること。
- ② 重機の作業区域と一般車両・歩行者の通行帯は、バリケードやセーフティコーン等により明確に分離すること。
- ③ 片側交互通行等の規制を行う場合は、作業内容や規制延長に応じ、適切な人数の交通誘導員を配置すること。
- ④ 重機作業に関する合図者は交通誘導員と別に置き、相互間の意思疎通を確実にすること。
- ⑤ 上記の各事項を含めた安全対策を施工計画書及び道路使用許可の申請書類に記載し、その内容を遵守すること。